

第一薬科大学大学院 学位論文審査基準

第一薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻（博士課程）は、本学大学院学則、学位授与認定（に関する）諸規定、およびディプロマポリシーを満たした学位申請者については、以下の基準によりその学位論文を総合的に審査・評価する。

審査体制

1. 研究科委員会に学位論文審査委員会を設置し、学位論文審査を行う。
2. 論文審査委員会は、その論文の内容に関連した研究領域または授業科目を担当した教員から主査1名、副査2名以上で構成する。
3. 副査にはその論文に関連した学外の有識者を含めることができる。

審査方法

1. 学位申請書類に基づいて審査開始を「可」と判定した申請者については、研究科委員会が主催する公開発表会にて学位論文の内容を発表し、口頭試問を受ける。
2. 発表会終了後、口頭試問の結果に基づいて、提出された学位論文の審査について可否を決定する。
3. 論文審査委員による学位論文審査および最終試験を行う。

審査基準

1. 研究の遂行、学位論文の作成・公表等に関する研究倫理および関連する法令を遵守している
2. 研究成果は、学術的新規性や社会的意義があり、基礎薬学領域、臨床薬学領域、あるいは関連する領域における学術研究に貢献できる
3. 学位論文は、題目が簡潔に研究内容を表している
4. 研究の背景と目的が明確且つ論理的に記述され、関連領域の先行研究に関する論文の適切な引用がなされている
5. 研究方法は、目的に沿ったものであり、学内倫理規定等を遵守し、妥当性がある
6. 研究結果は、適切に解析がなされた上で論理的に考察されている

最終評価

学位審査委員会による論文審査及び最終試験結果に基づいて、研究科委員会が可否を議決する。